

**第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画
第2回策定委員会 議事録**

1. 日時 令和5年7月18日（火）19時から21時15分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室
3. 出席委員 酒井 康江委員長、村山 浩一郎副委員長
青谷 郁夫委員、岩隈 浩平委員、占部 義広委員、菊池 晶誉委員、
齋藤 圭英委員、清水 清子委員、田川 廣子委員、中村 輝子委員、
松澤 麻美子委員、山本 裕子委員

事務局

（古賀市）

保健福祉部長	宮上 洋子
福祉課長	澤木 孝之
福祉課福祉政策係長	石倉 明
福祉政策係主任主事	曾木 敦史
福祉相談係長	吉武 淳子
福祉相談係主任主事	實淵 絵理

（古賀市社会福祉協議会）

常務理事	高原 朱美
事務局長	加藤 伊知郎
総務・地域課長	多田 祐二
総務・地域課地域福祉係長	田中 早穂
地域福祉係	山本 康介

4. 欠席委員 仁部 一布委員、安松 聖高委員
5. 傍聴者 なし
6. 報告・議事
 - （1）前期計画の評価について
 - （2）第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画概要について
 - ・第1章 計画の策定にあたって
 - ・第2章 古賀市の現状について
 - ・第3章 計画の基本的な考え方

7. 資料

〔資料1〕 前期計画の評価について

〔資料2-1〕 第1章 計画の策定にあたって

〔資料2-2〕 第2章 古賀市の現状について

〔資料2-3〕 第3章 計画の基本的な考え方

8. 署名

委員長	
委員長の指名する 出席委員	

9. 会議内容

(1) 前期計画の評価について

〔資料1〕

事務局より、前期計画の成果と課題について説明。

【質疑】

- 基本目標Ⅱ基本方針3 具体的な取組①について、総合相談窓口とは場所としてどこにあるのか。障がい者・高齢者・児童等を網羅する総合相談窓口を設置したという理解でよいか。
→ 高齢者部門においては、地域包括支援センターが中学校圏域に一か所ずつある。障がい者・児童等については、既存の相談機関が窓口として機能している。それぞれの窓口が連携して複合した相談の解決に向けて連携して対応していることを総合相談窓口と表現している。

- コミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）と総合相談窓口の機能はどのように繋がるのか。
→ CSW は地域の悩みごとを関係機関に繋げながら解決に向ける動きを現在は行っている。

- 「地域の困りごと」と、「地域生活課題」との言葉の使い分け・範囲が疑問。
→ CSW は個別に相談を受けることが多く、地域の困りごととして捉えている。井戸ばた座談会や地域支え合いネットワーク全体会議などで挙がる意見や課題を地域生活課題として表現し整理をしている。

【委員意見】

- 令和2年度から社会福祉法の第4条で「地域生活課題」は法律上の概念として位置づけられており、個別の課題のことをいう。本人及びその世帯の福祉や、就労・住宅など福祉に限らない分野についても含めた課題をいい、地域生活課題を解決する仕組みとして包括的な支援体制という。次期計画では「地域生活課題」について、ある程度それに則った使い方をした方がよい。現計画策定の際はまだその概念がなかった。同様の課題がある人がその地域に多いため、地域全体の課題であると表現したい場合は、「地域課題」など言葉を変えた方がよい。

【質疑】

- 基本目標Ⅲ基本方針2 具体的取組①の包括的な相談支援体制の構築に

ついて、今後の課題に体制の構築を検討する必要があるという点からも評価は△ではないか。効果があつたにも関わらずまだ検討の必要があるのか。また、重層的支援体制整備の制度の理解を深めて欲しい。総合的な相談窓口が今出来ているのか疑問。どこが推進役となり、取りまとめをしているのか。月一回の連携会議がそれに代わるとは思えない。

→ 古賀市として重層的支援体制整備事業移行準備事業に令和3年度から取り掛かり、それと同時に福祉相談係という部署を新設し、中枢役を担っている。まだ機能としては十分でなく、連携機会の定着や関係部署の拡大などを行いつつ進めている段階。途上段階という点から評価は△に変更する。

○ CSW は、多くの分野を横断しており、かなりの知識量やスキルが必要と思われる。どのような人材・人数を配置しているのか、今後の育成方針、民生委員とのすみ分けなどを知りたい。

→ CSW 事業は社会福祉協議会が古賀市から委託を受け、行っている。社会福祉士の資格を持つ職員を中学校区の圏域に各1名配置している。相談者が、窓口に行き相談する従来の方法だけではなく、アウトリーチとして、困りごとをキャッチして支援者側が出向く形で支援を行っていく。育成については始めて間もない事業のため、事例を積み上げていく形で研鑽を積んでいきたい。併せて、CSW の周知も進めていく。

民生委員・児童委員は市民の中から選ばれ、担当地域の福祉増進を図っており、CSW は専門職として配置されている。専門的な視点で課題解決に繋げる点で、役割やその取り組み方法についても今後他自治体の例を参考にしながら作り上げていきたい。

【委員意見】

○ 重複した課題を持つ世帯に対し、CSW が入ることや関係機関が連携することによって、従来よりも早く課題解決に繋がると思われ、多く活用されるように周知を行うなど、今後期待したい。

○ 総合相談窓口がわかりにくいという意見がある。複合課題をみんなで検討することも必要だが、住民に身近なところに色々と受け止める場所を作ることは必要。古賀市では窓口を人として配置をしているが、看板として掲げているわけではないと想像している。次期計画の課題であるが、総合相談窓口を場所として作ってしまうとそこに集中してしまうことが近年他自治体でもよく言われており、既存の相談機関が受け止める幅を拡げるほうがいいのかという議論がある。一時期は、何でも受け

止める窓口を作るというのが流行していたが、今後の CSW の役割も含めて、窓口については検討の必要がある。

→ 総合相談窓口について、本当の目的は全庁的な窓口の一本化とは思いますが、組織づくりの難しさを感じる。既存の窓口機能は大事だと思っており、古賀市に適した窓口の在り方を検討していきたい。

【質疑】

○ 井戸ばた座談会について、話し合いのスタイルみたいなことを指すのか。

→ 行政区ごとや小学校区ごと、その時々でテーマは変わってくるが、住民と一緒に地域課題を共有したり協議したりする場として位置づけている。

○ 井戸ばた座談会として課題の共有・協議を行った次の段階についてはどう持っていくのか。

→ 活動計画を地域に持っていく、地域として何を行うかを井戸ばた座談会を通して議論し活動に繋げたい。また、地域住民だけでなくボランティア団体や民間団体にも周知して、役割についても伝えていく必要があると考えている。

(2) 第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画概要について

[資料2-1]

事務局より、前回会議からの修正箇所について説明。

【質疑】

○ P.5 古賀市の地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係のところで、地域福祉活動計画は、自主的・自発的な行動計画をアクションプランと表していなかったが、次の計画からはアクションプランとするのか。

→ 計画を作成したその先の段階がなかなか進まなかったため、地域での自主的・自発的な活動に繋げたいと思い、今回からアクションプランとして表現したいと考えている。

○ アクションプランが2種類出てくる。行政のアクションプランと区別をつけた方がよいのでは。

→ 表記について検討する。

○ P.1 国の動向の西暦について、和暦(西暦)に統一した方がよいのでは。

→ 表記について検討する。

〔資料 2－2〕

事務局より、古賀市の現状について説明。

【質疑】

○ P.16 下部グラフについて、参加していない人が多くいることが伝わることを視覚的にわかるグラフにした方がよいと感じた。円グラフは通常 100%の統計表現として使用されるものと思われるため、棒グラフなどでもよいのでは。

→ 全体の内の割合を表現するために円グラフを選択した。再考する。

○ 地域福祉推進の原動となるのは地域力の向上と思う。重要な基盤の一つとなるものが自治会と考えるため、自治会の組織率の推移が分かれば現状として情報が欲しい。校区別が望ましい。広報等の個別配布がされるようになり、自治会の加入メリットが薄れている。市として自治組織の育成・形成支援をどう考えているか。積極的な支援姿勢が重要と考える。

また、計画のマネジメントをどの圏域でみるのが適切かを検討した上での回答が欲しい。

→ 自治会の状況は、まちづくり推進課で加入率を定期的に把握しているため示すことは出来る。自治会の在り方の市としての考えについて、令和 3 年度に地域コミュニティの方針を策定している。自治会はあくまで自治であり、市が介入しすぎると自治ではなくなる難しい点があるが、介入しすぎない方法で自治会の支援を行う方針を示している。また、加入率の低下については全国的な問題でもあり、加入率上昇の特効薬がないと言われている。以前は自治であるため、行政は介入しないというスタンスであったが、そうは言っていない状況になっており、出来る形での手立てを決めて動き出している状況。

マネジメントについて〔資料 2－1〕 P.3 の図のとおり、中学校区単位を圏域として行う形にはなるが、それぞれの圏域が担う役割は場面によると考える。

○ P.18 日常生活の困りごとについての課題として、地域包括支援センターなどの公的機関の周知とあるが、アンケートの選択肢の公的機関と地域包括支援センターは別項目にある。社会福祉協議会や地域包括支援センターは公的機関に含まれるのか。

→ 地域福祉の中核として進めている包括や社協がどのくらい周知・利用されているかを把握するために選択肢として分けて設定した。選択肢が重複しているため、次回アンケート時には重複しない選択肢を検討する

必要がある。日常生活の困りごとについての課題は、地域包括支援センター・社会福祉協議会を含め公的機関とし、相談先としての周知が必要であるとした。

○ 支援学級に通っている人数の把握はあるか。肌感覚として、支援学級に通う子がかかなり増加していると感じる。あまり変化のない統計の推移を並べても課題は見えてこないと思うため、変化しているものについて方向性を検討した方がよいのでは。また、P.13 アンケートについて「子どもを安心して育てられる地域だ」とあるが、「障がいのある子どもを育てられる地域だ」の設問があれば「そう思う」の回答が大きく減り、別の課題が見えてくるのではないか。次回アンケートの際に参考意見として欲しい。また、課題があるかないかは、実際の数字を把握した上で判断して欲しい。

→ 担当部署での人数把握はある。個別計画の中で取り扱う詳細な部分は、地域福祉計画には掲載しないとした。選択肢の文言については、次回アンケートの際に、参考とする。

○ P.6 各種統計における現状について、児童扶養手当の受給世帯の推移を載せるのであれば、特別児童扶養手当の受給世帯数も同等と思われる。受給要件が限られるため全てが反映されるわけではないが、障がいのある子どもの世帯の傾向がわかると思う。

→ 事務局で再検討する。

○ 各種統計における現状の図について、各年度の表記は〔資料2-1〕と統一して和暦（西暦）で表記したほうがよい。データの出どころは、出典ではなく資料でよいのでは。また、P.1 の図の高齢化率（9月末現在）は（各年9月末）のことか。出典の計画年度も2024～2026年度とあるが、2021～2023年度の誤りではないか。また、P.3 の人口ピラミッドがいつ時点かの記載が必要ではないか。また、表の数値の表記について単位を使用・未使用の項目があるため見直しが必要。

→ 年度表記については、事務局で検討した上で、文章中は和暦（西暦）・図表上では西暦のみで表記と内部で取り決めて作成を行った。市のアクションプランでの表記に準じた背景がある。不十分な部分について、統一性や表記漏れの確認を再度行う。

○ P.19 選択肢にあるヤングケアラーやDVや虐待について、そもそも当たり前ではないことを当たり前と思っている子ども達やDVや虐待の認

識がないケースが多くあるため、それによって回答数が少ないと思う。課題として災害について挙がっているが、ヤングケアラーやDVなどの問題も課題に挙げてもいいのではと思う。

→ アンケートの結果から少ない数字となっているが、具体的な施策のなかではヤングケアラーやDVに関する対策については記載する形で考えている。

[資料2-3]

事務局より、計画の基本的な考え方について説明。

【質疑】

○ 前回に比較し「福祉サービスの充実」の項目がなくなっているが、なぜか。地域活動の担い手の高齢化など悩みがある中で、支援方法・内容を考えなくてはいけないのではと思う。

→ 福祉サービスの充実は、取り組む重要な事項であるが、全てを福祉サービスで賄う考えでなく、地域で支えるところは支え合いながら、サービスとして必要なものは新しく生み出したり、公的なサービスの情報提供を充実させたりすることにより、安心して生活できるように取り組むと考えている。今回は、方針の文言として掲げていない。また、担い手の高齢化による人材の減少はどの分野においても問題となっている。行政だけでは支えることが困難となっているため、担い手の育成について改めて最適な方法・仕組みづくりを検討する必要がある、具体的な取り組みのなかで記載したい。

○ 福祉サービスについては、「個別計画」に詳しく記載されているため、「地域福祉計画」にどこまで記載するのかは検討が必要。しかし、サービスについて抽象的に記載してもあまり意味がない。実質の管理は「個別計画」であり、「地域福祉計画」の役割をどう位置づけるか。福祉サービスの部分は個別計画で管理し、「地域福祉計画」では福祉サービスでは対応できない課題についてどうするのかについて焦点を当てていると理解した。

また、重層的支援体制整備事業の実施計画の要素はこの体系に散らばる形となるであろうが、重層の部分だけを取り出して別にまとめを行い、体系とは別に改めて示す必要があると思う。

→ 記載方法について検討する。

○ 成年後見制度について、具体的取組③権利擁護の推進で取り上げる説

明があったが、第5章成年後見制度利用促進基本計画との違いはなにか。

また、具体的取組④生活困窮者等への自立支援に再犯防止計画について記載と説明を受けたが、生活困窮者等に再犯防止計画を含むと想像できないため、再犯防止の文言を入れてはどうか。

→ ③権利擁護の推進では、関連する取り組みや虐待関係の項目について記載する形となる。第5章については制度の概要や周知・啓発の方法など別建てで記載するよう考えている。

また、再犯防止計画については、再検討する。

○ ③権利擁護の推進が、相談支援体制づくりの具体的取組にあるが、権利擁護は相談支援とは質的に異なる感じがするため、基本方針として別建てにしてもよいのではと思う。

→ 検討する。

(3) その他

・議事録について

署名については酒井委員長と岩隈委員にお願いします。

・次回開催日程 8月29日(火) 19時～

・第4回策定委員会の日程について

当初9月26日(火)で案内していたが、9月28日(木)に変更。